



Title	考慮両立論の擁護
Author(s)	本間, 宗一郎
Citation	研究論集, 19, 65 (左)-85 (左)
Issue Date	2019-12-20
DOI	10.14943/rjgshhs.19.l65
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/79793">http://hdl.handle.net/2115/79793</a>
Type	bulletin (article)
File Information	05_rjgshhs_19_p065-086_l.pdf



[Instructions for use](#)

# 考慮両立論の擁護

本 間 宗一郎

## 要 旨

本稿は、決定論者が相互に排他的な複数の行為についての考慮を行なったとしても整合的な信念を抱けるということを、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であり得るということに訴えて擁護するものである。このことによって、考慮と合理性は決定論を信じることと両立するという考慮両立論が抱える大きな問題の1つが取り除かれる。まず、決定論者は相互に排他的な複数の行為についての考慮を行う際に、考慮中の諸行為を行うことができると信じることによって整合的でない信念を抱き、その結果合理的でなくなってしまうように思われるという問題について説明する。そして、考慮中の行為を行うことが信念的に偶然であるとはどういうことかを明らかにした上で、考慮中の諸行為を行うことができるという信念を、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であるというように解するならば、相互に排他的な行為について考慮している決定論者でも整合的な信念を抱けるということを示す。また、理想的には認識的偶然性の方が考慮両立論を擁護するという目的に照らすと望ましいが、限定合理性が課すような条件を満たしているならば信念的偶然性でも考慮両立論の擁護には十分だということと、R. クラークの挙げた例は認識的偶然性によって考慮中の諸行為を行うことができるということを解釈する上での問題とはならないことを示す。次に、信念的偶然性に基づく考慮両立論の擁護に対する反論に応答する。具体的には、P. ヴァン・インワゲンの提示した例には、考慮の因果的効力性についての信念を取り入れれば対処ができること、そして、E. ヘンデンによる批判には、選択肢を選ぶという行為は決定論者でも現実の因果だと信じられるという仕方で応答できるということを明らかにする。

## 序

ある者が、それぞれ区別された行為からなる選択肢の中からどの行為をするかについての考

慮 (deliberation) を行うとしよう。このとき、その者はその選択肢に含まれている全ての行為を行うことができるということを信じているように思われる。しかし、この考慮者がこうした信念だけでなく、決定論は正しいという信念をも抱いているならば、この考慮者は合理的になり得ないように思われる。というのも、複数の行為について考慮している決定論者は、決定論が正しいことにより1通りの出来事しか起こり得ないと信じているだけでなく、考慮している行為を行うことができる、つまり少なくとも2通り以上の出来事が起こり得るとも信じているので、整合的でない信念を抱いているように思われるからである。

このように、考慮を行う決定論者は合理的であることができないという見解は、考慮非両立論 (deliberation incompatibilism) と呼ばれる。そして、考慮非両立論は、自由意志と決定論が両立するという両立論にとっての困難となる。なぜなら、両立論は決定論者の存在を許容するが、決定論者も複数の区別された行為についての考慮は行うので、考慮非両立論が正しいと、両立論によって許容されている決定論者はそうした考慮を行う限り合理的でなくなるという望ましくない帰結が導かれてしまうからである。従って、両立論者は決定論者が考慮を行っても合理的でいられるという考慮両立論 (deliberation compatibilism) を擁護することが望ましい。

この論文の目的は、考慮両立論を、考慮している行為を行うことが信念的に偶然であり得るということに訴えて擁護することである。第1節では、考慮とは何であるかということと、考慮の際の前提についての見解である能力への信念説 (BAT) について説明する。そして、考慮非両立論と考慮両立論がどのような見解かを明らかにした上で、なぜ考慮非両立論が両立論にとって問題となるのかを示す。第2節では、考慮両立論を (BAT) の信念的偶然性に基づく解釈によって擁護しようとする試みを取り上げ、この試みに基づく、決定論者であっても複数の行為についての考慮をする際に整合的な信念を抱けることを示す。そして、考慮の合理性を擁護する上では、理想的には認識的偶然性の方が望ましいが、限定合理性の課す条件を満たしていれば信念的偶然性でも考慮両立論の擁護には十分であることと、クラークの挙げた事例は (BAT) の認識的偶然性に基づく解釈にとっての不利な根拠にはならないということを示す。第3節では、信念的偶然性に基づく考慮両立論に対する反論に応答する。3-1では、前節での擁護の反例だと思われるヴァン・インワーゲンの挙げた事例は、考慮の因果的効力性についての信念を取り入れれば対処ができるということを示す。3-2では、(BAT) での考慮中の行為を行うことができるという信念は因果的な非決定性についての信念だと解釈されるべきだと論じるヘンデンの議論を、決定論者は選択肢を選ぶ努力をするという行為を現実の因果だと信じられるということに基づいて批判する。

## 1. 考慮非両立論と考慮両立論

我々は時折何を行うかについて考慮する。例えば、昼食を何にするかといったことや、休日

に何をするかといったことについて考慮したりする。しかし考慮とはそもそも一体何だろうか。ここで、昼食を何にするかについての考慮を行うという例について考えてみることにしよう。ある者が昼休みに昼食を何にするかについて考慮している。昼休みの時間からして、遠く離れた店や食べるのに時間のかかる人気店での食事はできない。自分の好みも加味した上で、近場のそば屋で食事をとることに決めた。メニューを見て、自分の好みと懐具合を鑑みた上で、ざるそばとたぬきそばのどちらか一方だけを食べることに決めた。悩んだ挙句、ざるそばを食べることに決め、ざるそばを注文した。こうした考慮の具体例から、考慮には以下のような特徴があることが分かる。まず、考慮には、時間のなさから店を制限したり、好みや資金に応じてメニューを制限したりするというように、何らかの制約を理由として、ある行為を行うことを選択肢から排除して、選択肢に含まれる行為を制限するという過程が含まれている (cf. Simon, 1947, ch.5)。また、考慮には、ざるそばとたぬきそばという好ましい選択肢の内、どちらを注文するのが望ましいのかを見定めるといった、どの行為を追求すべきかの理由を突き止めるように試みる過程も含まれている (cf. Fischer, 2006, p.324; Coffman, 2017, p.591)。そして、最終的にざるそばを食べることに決めるというように、追求すべき行為を決めるように試みる過程も含まれている (cf. van Inwagen, 1983, p.154; Coffman, 2017, p.590)。

この3つの要素は考慮に必ず含まれているようなものなのだろうか。また、これらの要素はそれぞれが考慮にとって十分なものであるのだろうか。私はこの論文ではこの問いには答えない。ただ、考慮両立論に関する論争において重要となるのは、追求すべき行為を決めようとする過程なので、この論文で問題とする考慮は、追求すべき行為を決めるように試みる過程を必ず含むものとする (cf. Coffman and Warfield, 2005, pp.27-8)。実際、大抵の考慮にはこの過程は含まれているだろう。

ところで、我々は何をするかについての考慮をする際には、その考慮の対象となっている行為を行うことができるということを信じている、または仮定しているように思われる (cf. Taylor, 1964, p.74; Castañeda, 1975, p.134)。昼食をざるそばとたぬきそばのどちらにするかという考慮をしている考慮者は、ざるそばを食べることもできるし、たぬきそばを食べることもできると信じているはずである。ヴァン・インワーゲン<sup>1</sup>は考慮のこうした特徴について以下のように述べている。

私の考えでは、もし誰かがAをするかBにするかについて考慮しているならば、彼の行動は、Aすることは私にとって可能である——私はAすることができる、私はAすることを自身の力の内にもっている——という信念と、Bすることは私にとって可能であるという信念を顕しているということが導かれる。(van Inwagen, 1983, p.155: 強調原著者)

また、J. サールは以下のように述べる。

何であれ合理的決定をするときや行為するときの状況について考えてみよ。そうすれば、他の可能性が開かれているという感覚があること、そしてそうした他の可能性が前提されない限り行為や考慮は意味をなさないということが分かるだろう。(Searle, 2001, p.15 (邦訳: 十六-十七頁))<sup>1</sup>

このように、ある者が複数の行為について考慮している際には、その者は当の考慮している行為をすることができるということを信じているという見解は、能力への信念説 (Belief in Ability Thesis: BAT) と呼ばれる。

(BAT) もし S が (相互に排他的な) 行為  $A_1, \dots, A_n$  の内どれを行うかについて考慮しているならば、S は  $A_1, \dots, A_n$  のそれぞれを行うことができると信じている (Coffman and Warfield, 2005, p.26; cf. Clarke, 1992, p.101)。

なお、(ある時刻のある行為者にとって) 複数の行為が相互に排他的であるというのは、その行為者が与えられた状況において、それらの行為の内多くても1つの行為のみを行うと決めること、もしくは多くても1つの行為しか行い得ないということである (Coffman and Warfield, 2005, p.26)。また、(BAT) での信念は、(BAT) の内容を持つ文が音声のイメージとして賛意と共に意識に現れるといった意識的なものであったり、顕在的なものであったりする必要はない。意識にのぼらず暗黙の内に信じられている信念や、ある特定の仕方で振る舞ったり特定の過程を生じさせたりする傾向性をもつことであるような傾向的な信念であってもいい (ibid., p.27)。また、D. ネルキンの言うように、心的状態や推論の特徴について反省したり認知したりすることで (BAT) を信じるようになるといったことでも構わない (Nelkin, 2011, p.153)。

(BAT) は、それ自体のもっともらしさに訴えるだけでなく以下のような仕方でも擁護されてきた。考慮の対象となっている行為を行うことは考慮者にとって開かれている (open)、すなわち他の可能性 (alternative possibilities) として存在しているように思われている (Kapitan, 1986, p.230; Pereboom, 2014, pp.105-6)。例えば、ざるそばを食べるかたぬきそばを食べるかについて考慮しているならば、考慮者にはどちらの選択肢を行うことも実現し得る可能性として開かれているように思われている。また、合理的な考慮を行う際には、考慮者は自分が自由であると信じているようにも思われる (Nelkin, 2011, p.120; cf. カント, 2000 [1785], p.92 (IV 448))。ざるそばを食べるかたぬきそばを食べるかについての合理的な考慮をする際には、考慮者はどちらのそばも自由に食べられると信じている。(BAT) はこうした事実をうまく説明できる。つまり、考慮者は考慮中の行為のどれも行えると信じているので、その考慮者は考慮中の行為

---

<sup>1</sup> この引用は訳書をもとにして適宜変更を加えたものである。

が開かれていると思っている上、自分が自由だとも信じているのである。従って、(BAT)は正しいと考えるべき理由がある。私自身は(BAT)はそれ自体でもっともらしい見解だと考えるが、何にせよこうした擁護からは、(BAT)が他の可能性があることや自由であることと関連があることが窺える。

しかし、もし(BAT)が正しければ、決定論者は考慮をする限り合理的になれないように思われる。決定論を、自然法則とある時点での全ての出来事によって、その時点の直近の時点における全ての出来事が1通りに定まるという見解だとしよう<sup>2</sup>。すると、決定論者は、ある時点において実現し得る可能性は1通りしかないと信じていることになる。ここで、先ほどの昼食についての考慮者が決定論者だと仮定しよう。(BAT)により、この考慮者はざるそばを食べることもたぬきそばを食べることもできると信じている。よって、この考慮者は、実現し得る可能性が注文の時点においては少なくとも2通りあると信じている。その一方で、この考慮者は決定論者でもあるので、実現し得る可能性は注文の時点においては1通りしかないとも信じている。つまり、この考慮者は、考慮をする際に整合的でない信念を抱くため、合理的ではなくなってしまうように思われる。ある者が整合的でない信念を抱いているならば、その者は少なくとも1つの偽なる信念を抱いている (cf. van Inwagen, 1983, p.158; Geach, 1972, p.279)。その場合、この考慮者は可能な限り真なることを信じよという信念に関する合理的規範に背くことになるため、合理的ではないのである。このように、(BAT)が正しい場合には、決定論が真だと信じている決定論者は複数の相互に排他的な行為についての考慮をする限り、矛盾した信念を抱くことにより合理的でなくなってしまうように思われる。つまり、(BAT)は次の考慮非両立論 (deliberation incompatibilism) が正しいことの根拠となっているように思われる。

考慮非両立論 Sの考慮とSが合理的であることは、自身の行為が決定されていると信じることに両立しない (cf. Pereboom, 2014, p.106)<sup>3</sup>。

考慮非両立論が正しいと、自由意志と決定論は両立するという両立論 (compatibilism) には問題があることになる。両立論が真ならば、決定論が正しくても自由意志は行使できる。だとしたら、一見すると、両立論は決定論を信じることを許容しているように思われる。しかし、もし考慮非両立論が正しいのだとしたら、ある者が決定論は正しいと信じている場合には、その信念はその者が行う考慮と合理性とは両立しないことになる。その結果、両立論は決定論を信

<sup>2</sup> この決定論の定義は、ヴァン・インワーゲンによる決定論の定義を、命題への言及を避け時間対称的にしたものである (cf. van Inwagen, 1983, p.65, p.94)。

<sup>3</sup> ペレブームは、「(自身のコントロールを超えた因果的先行条件によって) 因果的に決定されている」というように、因果的決定を用いて考慮非両立論を定式化している (Pereboom, 2014, p.106)。しかし、ここでは決定論が因果的かどうかは問わないことにする。

じる者がいることを許容することによって、その者の行う考慮や合理性を否定してしまっている。このように、考慮非両立論は両立論にとって不利な結論を導くので、両立論を擁護するには考慮非両立論を退け次の考慮両立論 (deliberation compatibilism) を擁護する必要がある。

考慮両立論 S の考慮と S が合理的であることは、自身の行為が決定されていると信じる  
ことと両立する (cf. Pereboom, 2014, p.106)<sup>4</sup>。

## 2. 信念的偶然性による考慮両立論の擁護

考慮両立論を擁護するには、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示さなければならない。そのためには、少なくとも、決定論者が複数の行為についての考慮を行う際に整合的な信念を持てることを示す必要がある。しかし、このことを示すだけでは、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示したことはない。というのも、考慮を行う決定論者が合理的であり得ることを示すには、少なくとも、ある決定論者の考慮と合理性が両立するための十分条件を突き止めた上で、その十分条件が決定論者でも満たせるようなものだというを示さなければならないからである (cf. Pereboom, 2014, p.108)。とはいえ、決定論者の場合に限らずとも、満たすことが可能なある者の考慮と合理性が両立するための十分条件を突き止めるのは困難である。そこで、この論文では、考慮両立論にとっての明らかな問題である決定論を信じることと (BAT) との対立を、考慮と合理性を否定することなく解決することだけを目指す。

決定論者が相互に排他的な複数の行為について考慮する際に整合的な信念を持つことができるということを擁護する方針としては、(BAT) を否定することで、相互に排他的な行為について考慮する際に2通り以上の出来事が起こると信じている必要はないと論じる方針も考えられる (Clarke, 1992)。しかし、私は (BAT) が大抵の場合において成り立つもっともらしい見解だと考えるので、(BAT) を完全に否定するような方針はとらない。その代わりに、(BAT) を信念的可能性についての見解であると解釈することで、(BAT) を否定することなく考慮両立論を擁護する方針を採用する。こうした方針は D. デネットが提案し (Dennett, 1984 [2015], ch.5)、以下のような見解を擁護することを目指して進展されてきた。

(PC) ある行為者が  $\phi$  することを、自身にとって開かれた選択肢だと想定 (presume) するのは、S がその行為者の信念の任意の集合であるときに、 $\phi$  することが S に相対的に偶然であるとその行為者が想定しているときに限る (Kapitan, 1986, p.240)。

<sup>4</sup> 考慮両立論においても、決定論が因果的かどうかは問わない。

(K) 合理的考慮者は、合理的考慮者の本性からして、自身の知っていることと整合的な多様な選び取る選択肢を持っていると信じていなければならない (Nelkin, 2011, p.126)<sup>5</sup>。

(S) 異なる行為  $A_1, \dots, A_n$  について合理的に考慮するためには、それぞれの  $A_i$  について、私は  $A_i$  をするだろうという命題や私は  $A_i$  をしないだろうという命題を、S が確からしいと思うことはあってはならないのに加えて、(a) 私は  $A_i$  をするだろうという命題は、現在の文脈において、S にとって安定した (settled) 全ての命題と整合的であるか、(b) もしそうした命題と整合的でないならば、私は  $A_i$  をするだろうという命題を S が信じることはあり得ないかの内、どちらか一方が正しいのでなければならない (Pereboom, 2014, p.113)。

なお、ここでの安定した命題とは以下のようなものである。

(settled) ある行為者にとってある命題が安定しているのは、その行為者がその命題を信じており、その命題が真であることについてのいかなる (考慮の目的にとっての) 不確かさをも気にしない場合に限る (ibid., p.113)<sup>6</sup>。

決定論者は相互に排他的な行為についての考慮を行う際に整合的な信念を抱けるのだろうか。上述のような見解が共通して持っているアイデアによると、もし考慮の対象である行為を行うことができる的信じているということが、考慮の対象である行為を行うことが信念的に偶然であるということであれば、考慮する決定論者は整合的な信念を抱ける。ある行為を行うことがある者にとって信念的に偶然 (doxastic contingent) であるのは、その行為を行うことと行わないことのどちらもその者の信念に照らすと可能であるとき、そのときに限る。(K) や (S) では自身の知識や安定した命題との整合性によって、信念的偶然性が理解されている。ただ、本稿では、信念的可能性についての取り扱いをより進展させている信念論理 (doxastic logic) での信念的可能性の取り扱いをもとにして、信念的偶然性を理解することとする。信念論理における取り扱いをもとにして説明すると、ある行為を行うことがある者にとって信念的に偶然で

---

<sup>5</sup> 後で確認するように、ネルキン (K) を支持しておらず、あくまで擁護され得る見解の候補として (K) を挙げているだけである。

<sup>6</sup> ペレブームは、私は全てを捨ててアフリカで傭兵になるという命題は、私は全てを捨ててアフリカで傭兵になるということはないという、私が信じている上、現在の文脈においてそれが真であることについてのいかなる不確かさをも気にしないような命題と整合的でないため、(S) と (settled) によってこの文脈でこの傭兵に関する考慮を私ができない理由を説明できるという例を挙げている (Pereboom, 2014, p.114)。



あるというのは、その者がもつ信念に照らすと、その行為を行うシナリオとその行為を行わないシナリオには到達関係が成り立っているということである。本稿では、その者がもつ信念に照らすと、その行為を行うシナリオとその行為を行わないシナリオには到達関係が成り立っているということを、その行為を行うことと行わないことのどちらも、その者のもつ信念によっては現実世界のあり様の候補からは排除されていないということだと解する (Lewis, 1986b, p.27 (邦訳:三十一頁); Stalnaker, 2006, p.171)<sup>7</sup>。この信念的偶然性の定義に沿って (BAT) を解釈すると以下のような見解が得られる。

(Doxastic Contingency: DC) もし  $S$  が (相互に排他的な) 行為  $A_1, \dots, A_n$  の内どれを行うかについて考慮しているならば、 $S$  にとって  $A_1, \dots, A_n$  のそれぞれを行うことは信念的に偶然である ( $A_1, \dots, A_n$  のそれぞれについて、その行為を行うということとその行為を行わないということのどちらも、その者のもつ信念によっては現実世界のあり様の候補からは排除されていない)。

(DC) は (BAT) のある種の解釈として正当化される。というのも、(BAT) での考慮中の諸行為を行うことができるという信念における「できる」という様相に関する表現を、(DC) のように信念的偶然性だと解しても問題はないからである。ところで、(DC) からは考慮者の信じていることと信じていないことをいくつか導くことができる。考慮中のそれぞれの行為を行うことのいずれもある考慮者にとって信念的に偶然だとしよう。このとき、考慮者のいる現実世界が、考慮者の信念に照らして可能なシナリオのどれかが表している世界であるならば、任意の考慮中の行為について、その行為を行うことがその考慮者の信念に照らして可能なシナリオのどれかでは成り立っていないということが真である。従って、考慮者はそれらの行為を行うことを信じていない<sup>8,9</sup>。しかし、考慮中の行為のどれかを行うということは、その考慮者のいる世界を表すシナリオから到達可能なシナリオのどれかでは成り立っており、このことは考慮中の全ての行為に関して成り立つ。よって、考慮者は考慮中の行為のどれかを行うということは、信じている。つまり、(DC) によれば、考慮者は、考慮中の行為の内どれかを行うとは信じてはいるが、考慮中の行為のそれぞれについてそれを行うとは信じていない。

(DC) と決定論が正しいという信念が対立しないということを理解する上で重要なのは、ある行為を行うことが決定論によって必然であったとしても、その行為を行うことが信念的に偶然であり得るということである。ざるそばとたぬきそばのどちらを食べるかについて考慮して

<sup>7</sup> ある行為を行うことが信念によって排除されるというときには、少なくとも、その行為を行うという文がある者の持つ信念を表す文と矛盾する場合には、その行為を行うことはその者の信念によって排除されるものとする。

いる決定論者について再び考えよう。この考慮者は決定論者なので、実現し得る可能性は1つしかないと信じている。しかし、この考慮している決定論者のもつ信念に照らすと、自分がざるそばを食べることとたぬきそばを食べることのどちらも可能だということはある。例えば、この決定論を信じる考慮者が現在もっている自分の好みや手持ちの金、店のメニュー、自分の現在の計画等についての信念によっては、ざるそばを食べることとたぬきそばを食べることのどちらが決定論によって定まっている現実世界のあり様なのかを特定できないということが起こり得る (cf. Pettit, 1989, p.43; Pereboom, 2014, p.107)。先程示したように、ざるそばを食べることとたぬきそばを食べることのどちらもこの決定論を信じる考慮者にとって信念的に可能ならば、この考慮者はざるそばを食べるかたぬきそばを食べるかのどちらかを行うということを知っている。そして、この信念は、決定論によって起こり得る可能性は1つであるので現実世界から決定論によって到達可能な可能世界は1つしかないというこの決定論者が信じている信念と整合的であり得る。なぜなら、考慮者の信念に照らして到達可能なシナリオと、決定論によって到達可能となっている世界は異なり得るからである。このように、もし (BAT) での考慮中の諸行為を行うことができるという信念が、考慮中の行為が信念的に偶然であるということなのであれば、決定論によってただ1つの可能性だけが実現し得ると信じている者が、考慮中の選択肢に含まれている諸行為を行うことができると信じていたとしても、矛盾した信念を抱えていることにはならないのである。

ところで、(BAT) を擁護するための見解の内、(PC) では想定すること、(K) では知ること、(S) では確からしいことが採用されていた。考慮両立論を擁護する上では、どの心的状態にとっての偶然性とするのが適切なのだろうか。考慮と合理性を拒絶しないようにするという目的に照らすと、認識的偶然性が望ましい。しかし、人間が達成し得る合理性の水準を踏まえると、限定合理性の課すような条件を満たしているならば信念的偶然性でも構わないだろう。

このことを示す前に、考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然であることと、考慮中の諸行為を行うことを想定することとは何かを確認しよう。認識的偶然性については、信念的偶然

---

<sup>8</sup> ここでは信念論理における信念の定義をもとにして、以下のような信念の定義を採用している。ある者がある出来事が起こると信じているのは、その者がいる世界を表すシナリオから到達可能となっている全てのシナリオでその出来事が起こることが成立しているとき、そのときに限る。また、ある者がある出来事が起こると信じていないのは、その者がいる世界を表すシナリオから到達可能となっているあるシナリオでその出来事が起こることが成立していないとき、そのときに限る (Rendsvig and Symons, 2019; Caie, 2019, p.501)。

<sup>9</sup> 考慮者は考慮中の行為のそれぞれについてそれを行うとは知っていない、または確からしく思っていないということは、多くの論者が指摘している (Hampshire and Hart, 1958, p.2; Ginet, 1962, p.50; Taylor, 1964, p.75; Kapitan, 1986, p.238; Pettit, 1989, p.43; Bok, 1998, p.106)。(DC) は、こうした指摘と親和的である。

性と同様の定式化ができるだろう。

(Epistemic Contingency: EC) もし  $S$  が (相互に排他的な) 行為  $A_1, \dots, A_n$  の内どれを行うかについて考慮しているならば、 $S$  にとって  $A_1, \dots, A_n$  のそれぞれを行うことは認識的に偶然である ( $A_1, \dots, A_n$  のそれぞれについて、その行為を行うということとその行為を行わないということのどちらも、その者のもつ知識によっては現実世界のあり様の候補からは排除されていない)。

また、考慮中の諸行為を想定することは、考慮の選択肢に含まれている行為を行う行為の候補として扱うということである。だとしたら、この想定を、考慮中の行為のいずれかを行うと信じていることだと解することは許されるだろう。まとめると、考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然である場合には、考慮中の諸行為は知識と結びつくが、考慮中の諸行為を行うことを信念的に偶然だと解する場合や考慮中の諸行為を行うことを想定する場合には、考慮中の諸行為は信念と結びつくのである。

ところで、知識と信念の主な違いは、異論の余地はあるが、知識は正当化された真なる信念でなければならないのに対して、信念は正当化されている必要も真である必要もないということである。もしこの想定が正しいのだとしたら、限られた知的能力しかもたない考慮者のもつ信念の中には、正当化されていなかったり真でなかったりするような信念も含まれているだろう。すると、そうした考慮者の選択肢に含まれる諸行為は、その考慮者の知識ではなく信念に照らして行うことと行わないことの両方が可能だということがあり得る。しかし、考慮中の諸行為を行うことが単なる信念的偶然にすぎない場合には、その考慮や考慮者の合理性が損なわれる恐れがある。なぜなら、考慮が合理的であるためには、その考慮に用いられる信念の内重要なものが正当化されていたり真であったりする必要があるが、ある行為を行うことがある者にとって信念的に偶然であるということからは、考慮において重要な信念が正当化されていることも真であることも必ずしも導かれないからである。例えば、昼食に何を食べるかについて考慮している考慮者にとって、そば屋に行くという行為を行うことが信念的に可能であるとしよう。そして、そのことに基づいてそば屋に行ったとしても、その行為を行うことを現実世界のあり様の候補たらしめていたあのそば屋は開いているという信念が、そば屋の定休日をうっかり忘れていたといったことで正当化されていない偽なる信念であったが故に、休み時間を無駄に過ごしてしまうということはある。この場合、この考慮は、信念が正当化されていなかったり偽であったりすることにより、考慮の結果として利益が得られない恐れがあるという点で合理的ではない。また、この考慮者は可能な限り真なることを信じよという信念に関する合理的規範に従い損ねているという点で合理的ではない。このように、考慮が信念的偶然に基づいている場合には、信念が正当化されていなかったり偽であったりすることによって利益を得

損なう可能性があるという点で考慮が合理的でなかったり、真なことを信じ損なっているという点で考慮者が合理的でなかったりするということがあり得る。同様のことは、考慮中の諸行為を行うことについての想定からも起こり得る。というのも、ある考慮者が考慮中の行為のいずれかを行うということを信じている場合に、その考慮に使われている信念が真でなかったり、正当化されていなかったりするということが起こり得るからである。一方、もし考慮中の諸行為を行うことが認識的偶然ならば、考慮は正当化された真なる信念に基づいているので、少なくとももっている信念の下手際によって利益を得損なうという可能性や、考慮に用いられている信念が間違っているという可能性はないだろう。ただし、考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然であったとしても、考慮によって利益を得るために必要となる知識を欠いていたり、必要な知識をもっていたとしてもその知識を用いた推論を上手くし損なったりすることによって、考慮や考慮者が合理的でなくなるという問題は生じ得る。しかし、こうした問題は信念的偶然性に訴える見解においても生じる問題である。以上のことを踏まえると、考慮両立論を擁護する上では、理想的には認識的偶然の方が望ましい。

しかしながら、人間の持つ能力を踏まえると、考慮の全てが知識に基づいているということにはほぼあり得ない。そして、仮に考慮が信念的偶然性に根ざしているようなものであったとしても、その考慮の結果として満足化 (satisficing) にとって十分な利益が得られる確率が高い上、考慮者がその確率を高めるのに貢献する信念を十分にもっていたり、真なことを信じる可能性が高かったりするのであれば、その考慮や考慮者は限定合理性 (bounded rationality) が課すような条件を満たしているだろう<sup>10</sup>。加えて、こうした限定合理性の要請は決定論者でも満たせるようなものである。

以上のことをまとめると、理想的には認識的偶然性の方が考慮や考慮者の合理性を擁護する上では望ましい。しかし、考慮が信念的偶然性に基づいていたとしても、考慮や考慮者が利益や真なる信念の獲得に際して限定合理性が課すような条件を満たしている限りでは、信念的偶然性が考慮と合理性を否定することはないだろう。よって、信念的偶然性に加えて限定合理性も合わせて要請すれば、考慮両立論の擁護には十分だろう。

しかしながら、クラークはこの点に関して、考慮者がある特定の考慮中の行為を行うことを知っていたとしても、その考慮者は複数の行為についての考慮ができる場合があるということを示す例を挙げた。

エドナは今年休みをどこで過ごそうかを決めようとしている。彼女はこのことについて、たまたまエドナがもっていないような情報をもっているエドに話をした。エドは、エドナが予期しているよりも安くエディンバラにいる友達エディに会えるということに気付くだ

---

<sup>10</sup> 限定合理性については、Simon (1947) や、Grüne-Yanoff (2007)、Wheeler (2018) を見よ。

ろうということを知っている。そして、エドナと、彼女の他の選択肢についてエドの知っていることからすると、エドナがこの友達に会える機会に気付くと、エドナは結局この機会を逃さないだろうということをエドは知っている。しかしながら、エドは遊び好きであり、エドナに事の全てを伝えはしなかった。エドはエドナに、私はエドナが休みにエディンバラでエディと過ごすことへと促すようなことを学ぶだろうということを知っているということしか告げなかった。エドナはエドが自分のことをよく知っているということを知っており、エドがこの種のことを言うときにはいつでも彼は正しいということも知っているでしょう。彼女はこのとき休みはエディンバラで過ごすだろうということを正当化された仕方では信じている (Clarke, 1992, p.108)。

クラークはこの例について、エドナは休日をエディンバラで過ごすと決めるだろうということを知ってはいるが、まだそうするとは決めておらず、そうすべき理由もまだ知らないで、エドナには考慮する理由があると述べている (ibid., p.108)。もしクラークの主張が正しいならば、エドナは自身の知識に照らすと、休日はエディンバラで過ごすという1つの行為しか認識的に可能でないにも関わらず、複数の行為について考慮しても構わないことになる。

ネルキンとペレブームはクラークの例を受けて、(BAT)における可能性は知識に基づく認識的可能性と解すべきではないと主張している (Nelkin, 2011, p.127; Pereboom, 2014, p.111)。その上でペレブームは、確かにエドナは自身が休日をエディンバラで過ごすということを知ってはいるが、そのことを確からしく思っている訳ではないとして、確からしさに基づく (S) を提案した。しかし、クラークの挙げた例が (EC) にとっての問題となるのは、(EC) が考慮の際に必ず満たされていなければならない場合だけである。よって、(EC) が述べているような偶然性は、大抵の考慮については成り立つが、特殊な考慮では成り立たないとすればいい。こうした方針は、もし考慮中の諸行為が信念的または認識的に偶然であるということが考慮の合理性を特徴付けるのに欠かせないならば、採用できないだろう。しかし、この偶然性自体は、考慮を合理的にするものであるというよりは、むしろ考慮の際に素朴に成り立ってしまうような事柄である。加えて、クラークの例におけるような考慮において、(EC) が満たされていないのであれば、決定論が正しいという信念と非整合的な信念をエドナは抱かないだろう。従って、エドナにとって考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然でなくても、エドナの行う考慮やエドナが必ずしも非合理的になる訳ではない。よって、クラークの例は、認識的偶然性に基づいて考慮両立論を擁護する上での深刻な反論とはならない。

以上より、(DC) のような信念的偶然性による (BAT) の解釈によれば、決定論を信じている考慮者は、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることにより、非整合的な信念を抱かずに済むことが示された。また、考慮の合理性を確保する上では、理想的には認識的偶然性の方が望ましいが、限定合理性の課す条件を満たしている限りでは信念的偶然性でも構わない

ということと、クラークの提示した例は (DC) を認識的偶然性によって解釈した (EC) のような見解の問題とはならないことが示された。

### 3. 反論への応答

(DC) のように、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であるというような仕方では、(BAT) における考慮中の諸行為を行うことができると信じているということを解釈する方針には、様々な反論が寄せられている。3.1 では、ヴァン・インワーゲンが提示した例は、(DC) に加えて考慮の因果的効力性についての信念を持ち出せば反例にはならないということを示す。3.2 では、(BAT) における考慮中の諸行為を行うことができるとする信念は、決定論が偽であることにより少なくとも2つ以上の選択肢が因果的に開かれているという信念と解されるべきだと論じるヘンデンの議論を、選択肢を選ぶという行為は現実の因果だと決定論者は信じられるということに基づき批判する。

#### 3.1 ヴァン・インワーゲンの例への応答

(DC) のように信念的偶然性に訴える (BAT) の解釈は、ヴァン・インワーゲンが提示した例についての説明ができないという困難を抱えていると論じられてきた。ヴァン・インワーゲンは、ある行為を行うことが自分にとって可能だと信じていない限り、その行為を行うかどうかを考慮できないということを示す例として以下のような例を挙げた。

……彼は2つのドアがある部屋にいる。そのうち一方は鍵がかかっておらず、もう一方は鍵がかかっており通れないと彼は信じているが、どちらがどちらかは分からない。ここで、どちらのドアから出るかについての考慮をしているところを想像するように彼に試みてもらおう (van Inwagen, 1983, p.154)。

ヴァン・インワーゲンによれば、この部屋にいる者は合理的である限り、どのドアから出るかということに考慮できない。なぜなら、一方のドアは鍵がかかっておりそこからは出られないと部屋にいる者は信じているので、2つのドアのどちらからでも出られる、つまりどちらの選択肢も自分にとって可能であるということに信じていないからである<sup>11</sup>。しかし例えば、(S) における信念の要請はこの事例において満たされているとしても構わない。というのも、部屋の中にいる者は、私は1つ目のドアから出るという命題と、私は2つ目のドアから出るという命題のどちらも確からしいとは思っていないとしてよく、また、このどちらの命題も、考慮者にとっての安定した命題と整合的だとしても支障はないからである。同様に、この例では (DC) における信念の要請である、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることも満たされ

ていていい。なぜなら、一方のドアから出るという行為を行うことと、もう一方のドアから出るという行為を行うことのどちらも、考慮者の信念によっては、現実世界のあり様の候補からは排除されていないとしてもいいからである。しかし、この事例ではどちらの選択肢も考慮者にとって可能だとは信じられていなかったため、本来考慮者の信念の状態を表す (S) や (DC) における信念の要請は満たされてはいけなはずである。さらに、ヴァン・インワーゲンが挙げた例は、一見すると決定論者が考慮しているときの状況と解しても問題はないように思われる。つまり、決定論者がある2つの行為について考慮している際に、その内一方は決定されており行えないが、どちらが決定されているかは分からないという状況は、ヴァン・インワーゲンの挙げた例と同じ状況であるかのように思われる (Pereboom, 2014, p.116)。だとすると、このヴァン・インワーゲンの例に考慮両立論の擁護のために用いられている見解がうまく対処できていないのであれば、その見解は決定論者の考慮についてもうまく対処できていないことになる。

この問題を解決するために、幾人かの論者は、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であることだけでなく、考慮の因果的効力性についての信念も合理的に考慮するための条件に加えるべきだと提案してきた。

(PE) ある行為者が  $\phi$  することを自分にとって開かれた選択肢だと想定しているのは、自分が  $\phi$  することを選んだとき、そしてそのときに限り、 $\phi$  するだろうということを、その行為者が想定しているときに限る (Kapitan, 1986, p.234; cf. Clarke, 1992, p.103)。

(EN) 合理的行為者は、合理的考慮者の本性からして、多様な選び取る選択肢を持っており、自身の考慮が自身の選択肢にとっての説明的結節点 (explanatory nexus) [違いの作り手 (difference maker) のこと] だと信じていなければならない (Nelkin, 2011, p.142)。

(DE)  $A_1$  と  $A_2$  が別の行為であるときに、 $A_1$  をするか  $A_2$  をするかについての合理的考慮を行うためには、もし  $A_1$  をするか  $A_2$  をするかを考慮の結果として  $A_1$  をするのが最善だと判断したならば、通常条件では、この考慮に基づいて  $A_1$  をするだろうということを考慮者は信じているのでなければならない。 $A_2$  についても同様である (Pereboom, 2014, pp.118-9)<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> フィッシャーはこのヴァン・インワーゲンの例のような状況においても、どちらのドアを開けるのかを選ぶことに関する考慮ができると論じている (Fischer, 2006, p.326)。しかし、フィッシャーのいう考慮は、どのドアを開けるように試みるかを選ぶことに関するものであり、どのドアから出るかという考慮とは別の考慮でしかない (Nelkin, 2011, p.130; cf. Bok, 1998, p.106)。

なお、(DE)での「この考慮に基づいて」は、因果的な意味である。こうした因果的効力性についての信念によって、ヴァン・インワーゲンの例は考慮両立論にとっての問題とはならないことが示せる。ここでは、ペレブームの(DE)によるヴァン・インワーゲンの例への対応をもとにしてそのことを確認しよう (ibid., p.119)。ヴァン・インワーゲンの例では、考慮に必要な(DE)は成り立っていない。なぜなら、2つのドアの内一方のドアについては、そのドアから出ることが最善だと判断したときに、その考慮が原因となってそのドアから出だろうということを、部屋にいる者は信じていないからである。一方、考慮している決定論者は(DE)を満たせる。なぜなら、通常の条件では、 $A_1$ または $A_2$ をするのが最善だと判断したときには、この考慮者は、決定論が正しく実現し得る可能性が1つしかないことで、考慮に基づいて $A_1$ を行うか考慮に基づいて $A_2$ を行うかのどちらか一方しか行い得ないと信じており、かつどちらが決定論によって行い得ないのかを知らないが、 $A_1$ をするか $A_2$ をするかについての考慮が原因となって $A_1$ または $A_2$ を行うということを合理的に信じられるからである (ibid., p.119)。このことをもう少し詳しく確認していこう。ヴァン・インワーゲンが挙げた例では、一方のドアを開けるという判断をしたという状況での、一方のドアを開けるという考慮に基づいてそのドアを開けるだろうという信念の度合いは、どちらのドアが閉まっているか分からないことにより無差別なのだから、0.5であろう。もう一方のドアについても同様である。しかし、決定論者がざるそばを食べるかたぬきそばを食べるかについて考慮している場合では、ざるそばを食べたほうが良いという判断をしたという状況での、ざるそばを食べるという考慮に基づいてざるそばを食べるだろうという信念の度合いは0.5を大きく超えていていい。なぜなら、決定論下において、ざるそばを食べたほうが良いという判断をしてざるそばを食べるように促されたということは、ざるそばを食べよう決定づけられていることの証拠となるからである。そして、このことから、ヴァン・インワーゲンが挙げた例は、決定論者が考慮しているときの状況と解すべきではないということも分かる。ヴァン・インワーゲンの例では、たとえ考慮者が一方のドアを開けたほうが良いという判断をして、そのドアを開けるという決断をしたとしても、その決断はドアが開いていることとは関係がないため、そうした決断をしたことはドアが開いていることの証拠にならない。しかし、決定論者が通常行うような考慮においては、ある行為を行ったほうが良いという判断をして、その行為を行うという決断を下したときには、その決断は考慮の結果行う行為と関係があることにより、そうした決断をしたことはその行為を行うことの証拠になるのである。

このように、考慮の際に、考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であるということだけ

<sup>12</sup> ペレブームは、最善の判断でなく、他のものより好ましいという場合や、同じくらい善い場合において均衡を破る場合、意志の弱さが関わる場合等に対処できるように、(DE)は細かい修正がされる必要があると述べている (Pereboom, 2014, pp.119-20)。



でなく、考慮が因果的効力を有するという信念を考慮者が抱いているのであれば、ヴァン・インワーゲンの例に対しては、(S) や (DC) が満たされている、(DE) のような条件は満たされていないという仕方で対処ができるようになる。また、ヴァン・インワーゲンの例と、決定論者が考慮している状況には、判断の結果下した決断が選択肢と因果的に関係しているかという点に関して違いがあるので、ヴァン・インワーゲンの例は決定論者が考慮しているときの状況と同様の状況であると解すべきではないのである。

### 3.2 因果的な非決定性による反論への応答

考慮中の諸行為が認識的に偶然であり得るということに基づく考慮両立論の擁護に対しては、(BAT) における考慮中の諸行為ができるという信念は、決定論が偽であることにより少なくとも2つ以上の選択肢が因果的に開かれているという信念でなければならないという議論をヘンデンが行っている (Henden, 2010, pp. 327-32)。ヘンデンによれば、考慮の中には真剣な考慮 (serious deliberation) と呼ばれるものがあり、この考慮の特徴としては、理由が決め手を欠くことによってどちらの選択肢を選ぶかが問題となる場合において生じる意図的な努力が伴うということが挙げられる。真剣な考慮における意図的な努力は、理由を欠く中で選択をする際に必要となり、このことを踏まえると、真剣な考慮の目的とは、いずれの選択肢をも支持する決め手となる理由がない中でどの選択肢を選ぶかを調停し、究極的にはその選択に基づいて行為することであろう。真剣な考慮を行う者は、このことが真剣な考慮の目的だと信じている上、この信念を正しいものとしている事柄を前提としているはずだ。そうした前提とされている事柄の候補としては、何故ある選択肢ではなくてこの選択肢が選ばれたのかを説明する因果的違いについての事実が有望であろう。ではそうした違いの作り手 (difference maker) は一体何なのか。理由は決め手ではないのだから、選択自体を目的とした追加の努力を行うという考慮者の行為がそうした違いの作り手である。つまり、真剣な考慮を行う者は、選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという自分の行為が選択の違いの作り手であるということ的前提としているに違いない。ところで、この前提は決定論が正しいという信念と両立しない。なぜなら、因果的決定論が正しいと信じることは、先行する状態や出来事によって選択が因果的に必然化されるということを経験することなので、合理的な決定論者は意図的な追加の努力を行うという行為ではなく、それに先行する状態や出来事が選択の違いの作り手であると信じなければならないからである。意図的な追加の努力を行うという行為が、ある行為をするかしないかを調停すると信じるには、その行為をする力だけではなく、その行為をしない力も持っているに違いない。それ故、真剣な考慮における考慮中の諸行為を行うことができるという信念は、決定論のような行為を不可能にする先行条件はないという信念でなければならない。まとめると、このヘンデンの反論は、決定論を信じる者は自らの行為が違いの作り手だという考慮の前提となっているような信念をもつことは許されていないという反論である。

しかし、この反論はうまくいっていない。確かにヘンデンの言うように、決定論者は選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという自分の行為が違いの作り手だと信じることはできない。しかし、ヘンデンの言い分に反して、意図的な追加の努力を行うという行為に先行する状態や出来事を違いの作り手だと信じることを許すような根拠はなく、その一方で決定論者は自身の選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという行為が現実の因果（actual causation）だと信じることは許されているのである。なお、ヘンデンの言う、選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという行為を、考慮における追求すべき行為を決めるように試みる過程だと解することだとする。もしこの想定が正しいのだとしたら、選択肢を選ぶことを目指す追加の努力を行うという行為が現実の因果だと信じることは、考慮の因果的効力性を信じることであろう。よって、このヘンデンへの応答を通して、決定論者には考慮の因果的効力性を信じてもいい根拠があることを示すことができる。

以下では、ヘンデンによる批判への応答として、選択肢を選ぶことを目指して為される追加の努力を行うという行為（以下、努力行為）や、その行為に先行する状態や出来事（以下、先行条件）を違いの作り手だと信じる根拠がないということを示す。そのために、あるものが違いの作り手であるために満たしていなければならない条件のもっともらしい候補である次の条件を、努力行為と先行条件が満たせることを信じる根拠がないということを示す。

CとEが異なる要素（factors）である場合に、CがEに違いを作り出すのは、もしCが起きたらEが起き、かつもしCが起きなかったらEが起きないとき、そのときに限る（Menzies, 2004, p.152; cf. Lewis, 1973a [1986])<sup>13</sup>。

まずは、努力行為がこの条件を満たせるということを示す根拠がないことを示す。このとき、示すべきことは次の反事実的条件文が真であることを示す根拠がないことである。なお、決定論者による努力行為と、努力行為の先行条件、考慮の結果として行う行為は、評価の基準となる決定論的世界  $w$  で実際に起きたと仮定する<sup>14</sup>。

「もし決定論者による努力行為が起きたら、考慮の結果として行う行為が起き、かつ、もし決定論者による努力行為が起きなかったら、考慮の結果として行う行為は起きない」

この文を真であると信じる根拠はない。1つ目の反事実的条件文である「もし決定論者による

---

<sup>13</sup> ここでの要素は、出来事や事態、不在、不作為、何かが生じないことなどの、常識が原因や結果だと権威付けるもの全てを含むものだとされている（Menzies, 2004, p.152）。

<sup>14</sup> ここでの考慮の結果として行う行為は、考慮以外の原因によっても生じることが可能だとする。

努力行為が起きたら、考慮の結果として行う行為が起きる」は、決定論者による努力行為と、考慮の結果として行う行為は共に  $w$  で起きており、 $w$  は  $w$  自身に最も似ているので、真である<sup>15</sup>。そして、2つ目の反事実的条件文である「決定論者による努力行為が起きなかったら、考慮の結果として行う行為が起きない」が真であるのは、決定論者による努力行為と、考慮の結果として行う行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為は起きなかったが、考慮の結果として行う行為が起きたどの可能世界よりも  $w$  に似ているときである。ここで、この2つの可能世界は共に決定論的であり、 $w$  において決定論を信じる考慮者が努力行為をする寸前までは完全に一致しているとしよう。そして、この2つの可能世界では  $w$  において努力行為が起きたその瞬間に努力行為が起きなかったとしよう<sup>16</sup>。この想定の下では、この2つの世界の内どちらが  $w$  に似ているかは、努力行為が生じなかった場合に、 $w$  において考慮の結果として行う行為が起きやすいのかどうかによって決まる。しかし、この状況下では、どちらか一方の世界が他方の世界よりも  $w$  に似ていると考えるべき根拠が与えられていない。なぜなら、この2つの世界で考慮の結果として行う行為の原因の候補としてもっともらしいのは、行うべき行為を決める行為以外の何らかの心的過程のはずだが、この過程は、 $w$  において考慮の結果として行う行為を生じさせることと生じさせないことのどちらか一方を積極的に引き起こすと考えるべき根拠が与えられていないからである。よって、決定論者による努力行為と、考慮の結果として行う行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為は起きなかったが、考慮の結果として行う行為が起きたどの可能世界よりも  $w$  に似ているということを知る根拠はないので、2つ目の反事実的条件文を真だと信じる根拠はない。従って、当の反事実的条件文を真だと信じる根拠はない。

次に、努力行為の先行条件が先程の条件を満たすということを知る根拠がないことを示そう。このとき、示すべきことは次の反事実的条件文が真であることを知る根拠がないことである。

「もし決定論者による努力行為の先行条件が起きたら、考慮の結果として行う行為が起き、かつ、もし決定論者による努力行為の先行条件が起きなかったら、考慮の結果として行う行為は起きない」

1つ目の反事実的条件文は、決定論者による努力行為の先行条件と、考慮の結果として行う行

<sup>15</sup> ここで採用している反事実的条件文の真理条件は、D. ルイスによるものである (Lewis, 1973b)。

<sup>16</sup> ある世界  $w$  で起こっていないこと  $E$  が起こったという文を前件に持つ反事実的条件文が  $w$  で真であるかどうかを判定するためには、 $E$  が起きる前の過去の状態が同じで、 $E$  が起きる前の過去の状態を同じにさせるが、 $E$  が起きることは許すような法則が成り立っている世界で後件が真かを確かめよという方針は、ルイスに従う (Lewis, 1979)。

為は共に  $w$  で起きており、 $w$  は  $w$  自身に最も似ているので、真である。2つ目の反事実的条件文が真であるのは、決定論者による努力行為の先行条件と、考慮の結果として行う行為が共に起きなかったある可能世界が、決定論者による努力行為の先行条件は起きなかったが、考慮の結果として行う行為が起きたどの可能世界よりも  $w$  に似ているときである。ここで、努力行為の先行条件は何かといえば、選択肢のどちらかを積極的に選び取る理由がないということ突き止める心的過程のはずだ。だとしたら、努力行為の先行条件が生じていないこの2つの可能世界において、考慮の結果として行う行為を引き起こしたのは、先程の場合と同様に、行うべき行為を決める行為ではない何らかの心的過程のはずである。だとしたら、先程と同じ理由で、この2つの可能世界の内どちらが  $w$  に似ているかの根拠が与えられていないことにより、2つ目の反事実的条件文を真であると信じる根拠が与えられていないので、当の反事実的条件文を真だと信じる根拠もない。

このように、努力行為や、努力行為の先行条件を、違いの作り手だと信じる根拠はない。では、決定論者は自身の努力行為が因果的効力を持つということ信じられないのだろうか。少なくとも、この行為が現実の因果だということは信じられる。なぜなら、「もし決定論者による努力行為が起きたら、考慮の結果として行う行為が起きる」という条件文は真であり、この決定論的世界において、努力行為は、考慮の結果として行う行為を引き起こしてはいるからである。ここで私が前提としていることは、ある要素  $C$  が要素  $E$  の現実の因果であるためには、「 $C$  が起きたら  $E$  が起きる」という反事実的条件文は真でなければならないが、「 $C$  が起きたら  $E$  は起きない」という反事実的条件文は真である必要がないということである。むしろ  $C$  が  $E$  の現実の因果であるために必要とされるのは、 $C$  が起きたときに、状況を必要とされる範囲で変更したとしても、なお  $E$  が起きるということだと思われる。例えば、ざるそばを食べるかたぬきそばを食べるかという考慮をしてざるそばを食べることに決めざるそばを食べたという事例で、どちらのそばを食べるかという考慮が現実の因果であるかどうかを確かめるには、考慮者の内的な心的状態を同じにして、考慮者の周りの環境を妨害がないように設定した場合に、なおその考慮者がざるそばを食べることに決めざるそばを食べることが成り立っているかを確かめればいだろう<sup>17</sup>。従って、ヘンデンの議論には、確かに決定論者は自身の努力行為が違いの作り手であるということは信じられないが、努力行為は現実の因果ではあるので、努力行為が考慮の結果として行う行為に対して因果的効力を有するということは信じられるし、そうした信念こそが考慮両立論を擁護する上で重要となる信念なのだと応答できる。

<sup>17</sup> ある要素が現実の因果であるためには、ある条件の下でその要素が生じたときになお結果が生じるかを確かめればよいという見解としては、N. ハルの産出 (production) に関する議論を参考にした (Hall, 2004)。

## 結 論

1通りの出来事しか起こり得ないということを信じている決定論者は、相互に排他的な複数の行為についての考慮を行う際に、(BAT)により、考慮中の諸行為を行うことができる、つまり、2通り以上の出来事が起こり得ると信じてしまうことで、整合的でない信念を抱くことになり合理的でなくなってしまうように思われるという問題があった。しかし、この問題は(BAT)における考慮中の諸行為を行うことができるという信念を、(DC)のように考慮中の諸行為を行うことが信念的に偶然であると解すれば、決定論者は矛盾した信念を抱かずに済むため、この問題は解決される。そして、考慮両立論を擁護する上では、認識的偶然性の方が理想的には望ましいが、限定合理性の課す条件を満たした上での信念的偶然性でも構わないということと、クラークの挙げた例は考慮中の諸行為を行うことが認識的に偶然であるということに基づき考慮両立論を擁護する上での問題とはならないことを示した。ヴァン・インワーゲンの挙げた例は、考慮中の諸行為を行うことができるという信念を(DC)のような仕方でする上での困難となるように思われるが、考慮の因果的効力性についての信念に訴えれば、この例に対処ができる上、この例を決定論者の考慮における状況と類比的と考えるべきでない理由も提示できる。(BAT)における考慮中の諸行為を行うことができるという信念は、決定論が偽であることにより少なくとも2つ以上の選択肢が因果的に開かれているという信念でなければならぬとするヘンデンの議論は、決定論者であっても、自身の努力行為が現実の因果であるということ信じられるという応答ができる。以上の理由から、考慮両立論には信じるに値する理由があるため、両立論にとっての困難となる考慮非両立論を積極的に信じる根拠はないと結論できる。

(ほんま そういちろう・思想文化学専攻)

## 参考文献

- Bok, Hilary. 1998, *Freedom and Responsibility*, Princeton University Press.
- Caie, Michael. 2019, "Doxastic Logic," in Richard Pettigrew and Jonathan Weisberg (eds.) *The Open Handbook of Formal Epistemology*, URL=<https://jonathanweisberg.org/pdf/open-handbook-of-formal-epistemology.pdf>), PhilPapers: 499-541.
- Castañeda, Hector-Neri. 1975, *Thinking and Doing*, Reidel Publishing Company.
- Clarke, Randolph. 1992, "Deliberation and Beliefs about One's Abilities," *Pacific Philosophical Quarterly*, 73: 101-13.
- Coffman, E. J. 2017, "Deliberation," in Kevin Timpe, Meghan Griffith and Neil Levy (eds.) *Routledge Companion to Free Will*, Routledge: 590-9.
- Coffman, E. J. and Warfield, Ted. 2005, "Deliberation and Metaphysical Freedom," *Midwest Studies in*

- Philosophy*, 29: 25–44.
- Collins, John., Hall, Ned. and Paul, L. A. (eds.), 2004, *Causation and Counterfactuals*, MIT Press.
- Dennett, Daniel. C. 1984 [2015], *Elbow Room*, MIT Press.
- Fischer, John Martin. 2006, “Free Will and Moral Responsibility,” in David Copp (ed.) *The Oxford Handbook of Ethical Theory*, Oxford University Press: 321–54.
- Geach, Peter. 1972, *Logic Matters*, University of California Press.
- Ginet, Carl. 1962, “Can the Will Be Caused?” *The Philosophical Review*, 71: 49–55.
- Grüne-Yanoff, Till. 2007, “Bounded Rationality,” *Philosophy Compass*, 2/3: 534–63.
- Hall, Ned. 2004, “Two Concepts of Causation,” in Collins (et al.), 2004: 225–76.
- Hampshire, Stuart and Hart, H. L. A. 1958, “Decision, Intention and Certainty,” *Mind*, 67: 1–12.
- Henden, Edmund. 2010, “Deliberation Incompatibilism,” *Dialectica*, 64: 313–33.
- カント, 2000 [1785] 『人倫の形而上学の基礎付け』, 平田俊博訳, カント全集 7, 岩波書店。
- Kapitan, Tomis. 1986, “Deliberation and the Presumption of Open Alternatives,” *Philosophical Quarterly*, 36: 230–51.
- Lewis, David. 1973a, “Causation,” *Journal of Philosophy*, 70: 556–67. Reprinted in his 1986a: 159–72.
- 1973b, *Counterfactuals*, Harvard University Press.
- [邦訳：デイヴィッド・ルイス 『反事実的条件法』, 吉満昭宏訳, 勁草書房, 二〇〇七年。]
- 1979, “Counterfactual Dependence and Time’s Arrow,” *Noûs*, 13(4): 455–76.
- Reprinted in his 1986a: 32–52.
- 1986a, *Philosophical Papers*, Vol II, Oxford University Press.
- 1986b, *On the Plurality of Worlds*, Blackwell.
- [邦訳：デイヴィッド・ルイス 『世界の複数性について』, 出口康夫監訳, 左金武・小山虎・海田大輔・山口尚訳, 名古屋大学出版会, 二〇一六年。]
- Menzies, Peter, 2004, “Difference-Making in Context,” in Collins (et al.), 2004: 139–80.
- Nelkin, Dana. Kay. 2011, *Making Sense of Freedom and Responsibility*, Oxford University Press.
- Pereboom, Derk. 2014, *Free Will, Agency and Meaning in Life*, Oxford University Press.
- Pettit, Philip. 1989, “Determinism with Deliberation,” *Analysis*, 49: 42–4.
- Rendsvig, Rasmus and Symons, John. 2019, “Epistemic Logic,” in Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2019 Edition), URL = <https://plato.stanford.edu/entries/logic-epistemic/>.
- Searle, John. 2001, *Rationality in Action*, MIT Press.
- [邦訳：ジョン・R・サール, 『合理性と行為』, 塩野直之訳, 勁草書房, 二〇〇八年。]
- Simon, Herbert. A. 1947, *Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organization*, 1st ed, Macmillan.
- Stalnaker, Robert. 2006, “On Logics of Knowledge and Belief,” *Philosophical Studies*, 128: 169–99.
- Taylor, Richard. 1964, “Deliberation and Foreknowledge,” *American Philosophical Quarterly*, 1–1: 73–80.
- van Inwagen, Peter. 1983, *An Essay on Free Will*, Oxford University Press.
- Wheeler, Gregory. 2018, “Bounded Rationality,” in Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2019 Edition), URL = <https://plato.stanford.edu/entries/bounded-rationality/>.

